



暴追とちぎ

第66号

令和2年1月



CONTENTS

新春のごあいさつ	1
警察本部長年頭のごあいさつ	2
暴力追放県民センターの活動状況	3
暴力団の情勢	7
広報啓発活動	7
暴力追放功労表彰受賞者の紹介	8
栃木県暴力団排除条例Q&Aシリーズ	9

わが町に
入れない寄せない
暴力団

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 村 上 芳 弘

新年明けましておめでとうございます。

東京オリンピック・パラリンピックの開催や「子年」として新しいサイクルのスタートとなるなど、日本にとって大きな節目の令和2年が始まりましたが、皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は、栃木県暴力追放県民センターの事業や運営に深いご理解とご協力、そして、財源確保に特別のご支援を頂き、重ねて御礼申し上げます。

さて、「社会対暴力団」という構図の下、暴力団を孤立化させる活動の成果が徐々に見えつつあり、暴力団の勢力は毎年減少しています。これもひとえに、暴力団排除活動に携わる多くの方々のご尽力によるものと感謝申し上げます。

しかし、一方で、暴力団は、「潜在化」「偽装化」をより強くし、特殊詐欺や違法薬物の密売など生き残りをかけた多様な資金獲得活動を行っている危険な実態もまだまだあります。

そこで、今、何よりも大切なことは、県民一人ひとりが、「暴力団の存在を絶対に認めない」というより強い信念と勇気を持ち、「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」の「暴力団追放三ない運動+1」を実践することではないでしょうか。

栃木県暴力追放県民センターとしては、皆様や多くの先人たちが努力と苦労の上に作り上げた「暴力団排除機運の高まり」を絶対に低下させないよう、今後とも、警察、弁護士会をはじめ、関係機関・団体と連携し、職員一同全力で各種活動に邁進してまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年の干支「子」は、子孫繁栄の象徴といわれますが、優れた危機察知能力を持つともいわれています。私たちも引き続き強い危機感を維持しつつ、今年一年、皆様の益々のご健勝、ご活躍をお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭のごあいさつ

栃木県警察本部長

原 田 義 久



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、令和という新しい時代の輝かしく希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動を始め、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、暴力団追放大会の開催など暴力団排除気運の醸成に御尽力いただいた関係機関、団体の皆様には、改めて感謝を申し上げます。

さて、現下の暴力団情勢につきましては、六代目山口組から神戸山口組が分裂して5年目を迎えますところ、昨年、両団体の主たる活動拠点の西日本においては、六代目山口組傘下組織組員を被疑者、神戸山口組傘下組織組員を被害者とする拳銃使用の殺人事件など対立抗争に起因する凶悪事件が頻発したほか、六代目山口組にあっては、若頭の出所を機に組織体制を強化するなど、更なる対立抗争の激化を示唆する事象が相次ぎ、警戒を要する状況にあります。

県警においては、この対立激化の兆しを捉え、昨年中、六代目山口組傘下組織組長らによる、暴力団の身分を隠してアパートを借りた賃借権詐欺事件、対立抗争事件の功労金を殺人実行犯に渡していた暴力団対策法違反事件を摘発したほか、神戸山口組から分裂して対立構造の一翼を担う任侠山口組傘下組織幹部を特殊詐欺事件にて検挙するとともに、任侠山口組本部事務所に對する搜索を実施し、対立抗争に絡む団体に対して強い対決姿勢を示したところです。

しかしながら、予て言われているとおり、暴力団壊滅の実現は、独り警察のみで成し遂げられるものではなく、暴力団排除に向けて行動する皆様方と連携し、社会全体で暴力団排除活動に取り組む必要があります。

今後とも、県警では、暴力団による不法行為の徹底検挙と暴力団を恐れることのない社会作りに全力を尽くしてまいりますので、皆様には、引き続き、それぞれのお立場から、暴力団排除活動に対する一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新春の御挨拶といたします。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(7月～12月)

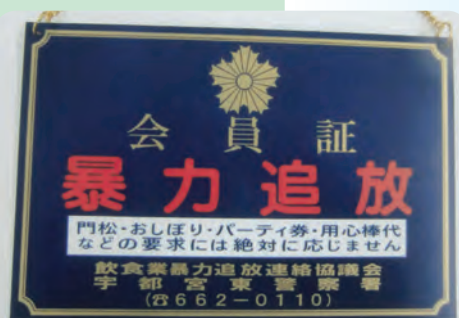
●JR宇都宮駅東口歓楽街における合同パトロール

7月25日 県警や市、宇都宮東警察署管内飲食業暴力追放連絡協議会など計8団体の約90名がJR宇都宮駅東口の歓楽街で官民合同による大規模一斉パトロールを実施した。6班に分かれて巡回し「暴力団追放」と書かれたチラシや暴排グッズなどを通行人に配りながら、客引きなどの注意を呼び掛けました。



●暴力団追放活動支援金支給

9月20日 宇都宮東警察署管内飲食業暴力追放連絡協議会に対して、新規会員に配布している会員証作成の活動支援金を交付して支援しました。



●少年指導委員研修

9月25日 県警少年課と連携して少年指導委員69名に対し、研修会を実施し当センター専務理事が「暴力団の実態と少年を暴力団から守るために」の知識等に関する講話を行いました。



●暴力追放相談委員・暴力監視員・暴力団離脱者社会復帰協議会会員合同研修会

9月27日 令和元年度暴力追放相談委員・暴力監視員・暴力団離脱者社会復帰協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行いました。



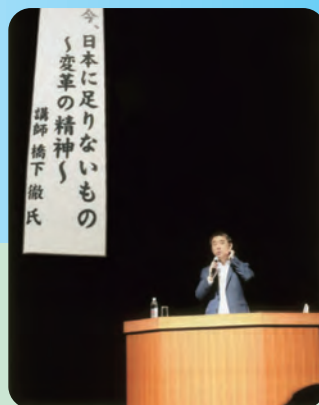
●令和元年秋巡業「那須与一大田原場所」で暴力団排除活動

10月9日 大相撲秋巡業の那須与一大田原場所が大田原市の県北体育館で力士など約118名が参加して開催され、会場で暴力団排除の広報啓発活動を実施しました。来場された約2800人の方々に暴力団排除を呼び掛けるのぼり旗を掲示して、チラシ、ティッシュなど暴排グッズを配布するなどし暴力団追放を呼びかけました。



●栃木県暴力団追放真岡地区大会の開催

10月25日 市民いちごホール（真岡市民会館）において、県警、真岡地区暴力団追放対策協議会と当センターの主催による栃木県暴力団追放真岡地区大会を開催しました。大会には賛助会員等約1000名が参加し、暴力団排除活動功労者への表彰や、元大阪府知事橋下徹弁護士が「今、日本に足りないもの～変革の精神～」と題する特別講演を行いました。



●民事介入暴力一日相談所

10月29日 西那須野公民館において、警察本部組織犯罪対策第一課員、県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設しました。



●「警察展」での広報啓発活動

11月9日 宇都宮市オリオン市民広場において、警察活動に対する県民の理解と協力を得る場として開催された「県民ふれあい警察展」に参加し、暴排グッズを配布して暴力追放啓発活動を行いました。



音楽隊
カラーガード隊
警察犬

栃木県警察
県民ふれあい警察展
11月9日(土) 入場無料
11:00~14:00
宇都宮市オリオン市民広場 (オリオンスクエア)

模擬110番
スタンプラリー
サイバーセキュリティ体験

初登場 こりりん
小学生以下 先着200名様
スタンプラリーを完成したお友達に
プレゼントを用意してるよ!!

主催: 栃木県警察本部
共催: 宇都宮市
問い合わせ先: 栃木県警察本部県民広報相談課 (平日昼間) Tel. 028-621-0110
雨天中止

●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

11月6日 県警、栃木県弁護士会、当センターの三者による第19回民事介入暴力対策協議会を開催し、暴力団の現状や暴力相談受理状況等について研修を行いました。



●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月21日 下野グリの館において、下野市、上三川町の市町民約300名が参加して第14回下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催されました。当センター専務理事が来賓として出席し活動支援金を交付して支援しました。



●年末年始特別警戒

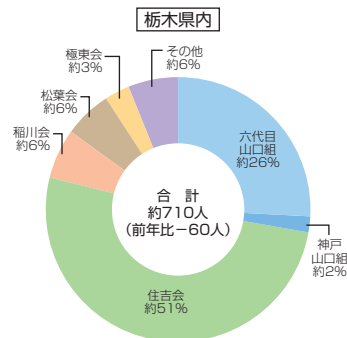
12月11日 県警や県などは宇都宮市中心部で、事件事故防止を呼び掛ける年末特別パトロールを実施しました。県警の原田義久本部長や福田富一知事、当センター専務理事、防犯ボランティア団体など計約100名が参加し、特殊詐欺など被害防止を啓発するチラシなどを通行人に手渡しました。



暴力団の情勢

① 県内における暴力団の現況（令和元年末・暫定値）

- 令和元年末における栃木県内の暴力団構成員等は約710人（前年比－60人）
- 本県内における勢力順は、住吉会、六代目山口組、稲川会、松葉会、極東会、神戸山口組の順。



（令和元年末・暫定値）

組織名	構成員等
六代目山口組	約180人
神戸山口組	約15人
住吉会	約360人
稲川会	約45人
松葉会	約40人
極東会	約25人
その他	約45人
合計	約710人

② 暴力団の検挙状況など（令和元年末・暫定値）

- 令和元年中の栃木県内における暴力団構成員等の検挙人員は、**264人**。
- 栃木県内の検挙適用罪種は、覚せい剤取締法違反、傷害、詐欺、窃盗が主。
- 令和元年中の栃木県内における中止命令（再発防止命令含む）発出件数は、**10件**。

広報啓発活動

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ペディストリアンデッキへの横断幕掲載
- JR宇都宮駅構内ホームベンチにおける暴力団追放広告掲載
- 関東バス（ラッピングバス）への暴力団追放広告掲載
- 「本町交差点地下横断歩道」への暴力追放ポスター展示
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布



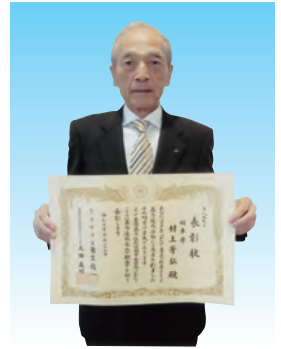
暴力追放功労者表彰受賞者紹介

全国暴力追放推進センター会長連盟表彰

令和元年全国暴力追放運動中央大会（令和元年11月27日 明治記念館）

○ 暴力追放功労者表彰

暴力追放栄誉銀賞 金田 正巳 様
暴力追放栄誉銅賞 村上 芳弘 様



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連盟表彰

栃木県暴力団追放真岡地区大会（令和元年10月25日「伝達」市民いちごホール）

○ 暴力追放功労者（2名）

・ 上田 雅皓 様
・ 高橋 和夫 様

○ 暴力追放功労団体（2団体）

・ 栃木県遊技業協同組合 様
・ 日本たばこ産業株式会社東京支社人事労務部宇都宮駐在 様



栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連盟表彰

栃木県暴力団追放真岡地区大会（令和元年10月25日「伝達」市民いちごホール）

○ 暴力追放功労者（5名）

・ 阿久津正巳 様
・ 小森 竜介 様
・ 鈴木 明治 様
・ 高野 博行 様
・ 茂木 勉 様

○ 暴力追放功労団体（2団体）

・ はが野農業協同組合 様
・ 思川開発事業関連企業等暴力団等排除対策協議会 様



栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ⑦



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 岩 間 光 朗



私は飲食店を経営しているのですが、栃木県暴力団排除条例というものがあると聞きました。暴力団との関係で気を付けることはありますか？

条例14条では、暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等が規定されています。

飲食店の場合、例えば、

- ① 営業に関するトラブルを暴力団の威力によって解決しようと思い、暴力団員に用心棒代を支払うこと(1項)
- ② 暴力団の活動に協力する目的で、暴力団員から正月用しめ飾りなどを高額で購入すること(2項)

などが禁止されています。



私の店で、そのような形で暴力団にお金を払うことはないと思いますが、それ以外にも、注意する点はありますか？

利用客との関係でも注意する必要があります。

先ほどの条例14条では、暴力団の活動を助長することなどを知りながら、暴力団員に利益供与をすることを禁止しています(3項)。

ですから、暴力団が宴会を主催することを知りながら、お店で料理やサービスを提供することは、条例違反です。

暴力団の組織として利用されることが分かった時点で、利用を断ることが必要です。



そうですか。

実際は、どのような点に気を付けたら良いですか？

いったん入店を認めると、その後の退店要求にはトラブルが想定されるため、まずは入店前の判断が重要です。

ただ、暴力団の組長らしき人間を中心に物々しい雰囲気が入店しようとした場合であれば別段、そのようなケースはまれです。入店後に、粗暴な言動などから暴力団に該当することが分かった場合には、利用を断ることを検討する必要があります。



ただ、入店後に暴力団員であることが分かって、途中で利用をお断りすることは、正直なところ、非常に言いにくいのですが、これも条例に違反するのでしょうか？

入店後に暴力団員であることが分かった場合であれば、条例には違反しないと考えられます。

トラブルが発生し、従業員ばかりでなく他の利用客にも危害が及ぶおそれがありますからね。

利用拒否の方針としては、入店後に判明した暴力団員が、平穩に利用しているか否かを基準にしたらどうでしょうか。平穩でないのであれば、先ほどの危害が及ぶおそれもあるので、速やかに対応する必要があります。



分かりました。
お客様以外に、気を付けることはありますか？

飲食店の場合、食材の仕入れやおしぼりなど什器備品の設置など、複数の業者と契約を締結していると思います。

そのため、取引先との関係でも、それが暴力団でないか注意をする必要があります。

取引開始前に、取引先が暴力団であることが明らかであれば契約を拒絶する必要がありますし、不明な場合には、必ず契約書を作成し、取引先やその役員及び従業員が暴力団員でないことを表明・確約させ、仮にそのような事実があった場合は即時契約を解除できるように条項を整備してください。

取引開始後に判明した場合には、速やかに解除をするべきです。



あまり考えていませんでしたが、お客様だけでなく、取引先にも注意する必要があるのですね。

忘・新年会シーズンで、いろいろなお客様や取引先が来られるので、注意して対応したいと思います。

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

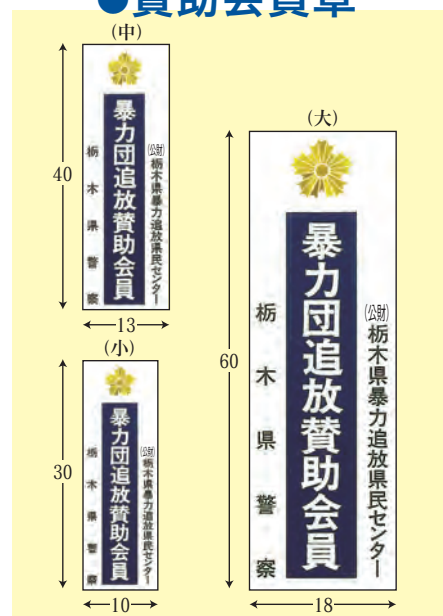
●賛助会費 年額（口数の制限はありません）

法人・団体 1口 10,000円

個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ令和2年1月号（通巻66号）表紙写真



「忘れ柿」

撮影場所は日光市(旧今市市)の丸山公園近く、2019年1月の撮影です。
この季節、モノトーンの色が少ない風景の中、橙色に熟した大量の柿が目にとまります。
よく見るとそれを餌として鳥たちが群がっていました。
背景は日光連山で日本二百名山の一つでもある女峰山です。雪を頂き白く輝いています。
この写真の中には4羽の鳥が写っています。

撮影者 秋本悦男氏